

魚津市告示第129号

魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月19日

魚津市長 村椿 晃

魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、ツキノワグマによる人身、農作物等の被害（以下「クマ被害」という。）の防止を図るため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される中山間地域等直接支払交付金の交付対象となる集落（以下「協定集落」という。）が自己の営農活動範囲内において実施するクマ被害の未然防止のための未利用果樹等の除去に係る環境整備事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の協定集落とする。

(補助の対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業の開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 事業計画位置図
- (3) 事業開始前の写真

(4) 見積書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業費の20パーセント以上の変更をする場合においては、あらかじめ、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から1月を経過する日又は補助金に係る事業を実施した年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書及び収支精算書（様式第5号）

(2) 補助対象経費の支払を証する書類

(3) 事業終了後の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金額の確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の額の確定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は

一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は交付の条件に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定を受けている者に係る第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採等に必要な消耗品費又は作業用機械の燃料費 ・ クレーン車、チェーンソー等の作業用機械の借り上げ料、オペレーターに係る経費 ・ 地域住民の活動に要する経費（交通費、伐採代等） ・ 伐採等の作業を業者等に委託するための経費 ・ その他市長が必要と認めるもの 	2 / 3	除去した未利用果樹1本につき、10,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 集落名
代表者氏名
代表者住所

魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付申請書

年度において、魚津市未利用果樹等伐採事業を実施したいので、金
円を交付されるよう魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付要綱第 5 条の規
定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 事業計画位置図
- (3) 事業開始前の写真
- (4) 見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

事業計画書及び収支予算書

1 事業計画

対象地	魚津市
事業期間 (予定)	年 月 日 ~ 年 月 日
除去本数 (予定)	本

2 収支予算

(単位：円)

収 入		支 出	
市補助金			
事業実施主体			
その他			
計		計	

※支出欄は、対象となる経費毎に記載すること。

様式第3号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

集落名
代表者氏名
代表者住所

魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市未利用果樹等伐採事業補助金について、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長 村椿 晃 印

- 1 交付します
- 2 交付しません
(交付しない理由)

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 集落名
代表者氏名
代表者住所

魚津市未利用果樹等伐採事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知があった魚津市未利用果樹等伐採事業補助金について、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書及び収支精算書（様式第 5 号）
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 事業終了後の写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

事業実績書及び収支精算書

1 事業実績

対象地	魚津市
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
除去本数	本

2 収支精算

（単位：円）

収 入		支 出	
市補助金			
事業実施主体			
その他			
計		計	

※支出欄は、対象となる経費毎に記載すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

集落名
代表者氏名
代表者住所

魚津市未利用果樹等伐採事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市未利用果樹等伐採事業補助金については、魚津市未利用果樹等伐採事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長 村椿 晃 印

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 集落名
代表者氏名 印
代表者住所

魚津市未利用果樹等伐採事業補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市未
利用果樹等伐採事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所				
	金融機関コード				店舗コード				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ								
	氏名								
種別	1 普通	口座番号							
	2 当座								
	3 その他 ()								